

窓口での請求方法

○本人からの請求の場合は、次の書類が必要となります。

【提出等書類】

- ① （開示・訂正・利用停止）請求書
- ② **本人確認ができる書類**（マイナンバーカード（ただし個人番号通知カードは不可）、運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証又は資格確認書など）
※請求書に記載されている請求者（本人）の住所と同一の住所が記載されているもの

○法定代理人による請求の場合は、次の書類が必要となります。

【提出等書類】

- ① （開示・訂正・利用停止）請求書
- ② **法定代理人自身の本人確認ができる書類**（マイナンバーカード（ただし個人番号通知カードは不可）、運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証又は資格確認書など。未成年者等被代理人の本人確認書類とは異なります。）
※請求書に記載されている請求者（法定代理人）の住所と同一の住所が記載されているもの
- ③ **法定代理人の資格を証明する書類**（戸籍謄本、戸籍抄本、家庭裁判所の証明書、登記事項証明書）の**原本**（請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りです。）

※法人が法定代理人の場合には、上記の書類の他に提出していただく書類がありますので、下記の連絡先までお問い合わせください。

○本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による請求の場合は、次の書類が必要となります。

【提出等書類】

- ① （開示・訂正・利用停止）請求書
- ② **任意代理人自身の本人確認ができる書類**（マイナンバーカード（ただし個人番号通知カードは不可）、運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証又は資格確認書など。委任者の本人確認書類とは異なります。）
※請求書に記載されている請求者（任意代理人）の住所と同一の住所が記載されているもの
- ③ **委任状等代理人の資格を証する書面の原本**（請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りです。なお、委任状でかつ下記④の i を添付する場合には、委任状に実印を押印してください。）
- ④ 上記委任状については、以下のいずれかを添付してください。
i 委任者が押印した印鑑に関する印鑑登録証明書の原本（いずれも請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りです。）又は ii 委任者のマイナンバーカード（ただし個人番号通知カードは不可）、運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写し

※法人が任意代理人の場合には、上記の書類の他に提出していただく書類がありますので、下記の連絡先までお問い合わせください。

【送付先・連絡先】

〒530－8201

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）

TEL06－6208－9825

他の書類でも認められないか等、ご不明な点があれば連絡先までお問合せください。